

第二十章 足柄下郡

一、郡下の被害と其應急措置

震源地に近かりし本郡は、被害最も激甚の地なりき。殊に、小田原町、真鶴村は、震災に亞ぐに火災を以てし、一町村の殆んご全部は焦土と化し、又、片浦村の一部落なる根府川及米神は、震災後、山岳崩壞の爲、部落の大部分は數丈の地下に埋没され、一家全滅のものも尠からざる大慘狀を呈したり。

小田原町は其日、地震と火災と海嘯との三面攻撃に會し、全く言語に絶せる慘狀を呈せり。突如大震動の起ると共に、上下動猛烈を極め、忽ち全町に倒壞、陷落、埋没、大龜裂を生ぜしめたり。十字町と新玉町先づ火を發し、幸町又火を失して、炎々たる火は、綠町、萬年町に移りて、午後四時半までの間に、全く火の海と化せり。かくて、小田原驛ホーム上屋全部及び本屋の附屬建物全部の倒壞をはじめ、線路の陷没、軌道の大龜裂、各官舎、製氷會社、町内では町役場、小田原高等女學校、三小學校、郵便局、各銀行、會社、商店、病院、遊廓の倒壞、崩落、其他半壞の住宅も、全部火災に罹りて、最も目貫の大通たる幸町一丁目より四丁目までの殆んご全部を燒失し、次で、綠町、萬年町、新玉町及び十字町の一部を烏有に歸せしめ、全町の三分の二を焦土と化せり。其火災區域は左の如し。

一、小田原火災區域

小田原町幸一丁目の大部分

全二丁目の大部分

全三丁目の大半

全四丁目の全部

萬年二丁目一部

全 三丁目全部

全 四丁目大部分

新玉二丁目の大半

全 三丁目の大半

全 四丁目の一部

綠町一丁目の一部

小田原町は、防火施設として、早川の下流大窪村板橋より源水を配入して、町の主幹通路に水道を設けて引用しつ
つありしが、震災と同時に水道破壊斷水して、消火の用に供すること能はず、爲に、震災の消防には、小田原御用
邸前の御濠及び井水を使用したりしが、火元數ヶ所に於ける延焼の猛威に對して、用水意の如くならず、加ふるに町
の家並平坦にして人家稠密の場所ではあり、地震による住民の狼狽と恐怖とは、消防に協力する用意を缺き、幸町一
丁目御用邸前の如き、人家粗に、且つ各屋舎は樹木に圍まれをりしを以て消火を早めたりしが、老樹にして下方に枝
葉なき樹木は、何等火災に對して効果なかりき。其他、小田原町に於ける火災の鎮滅は、一に消防の力と相俟ちて人
家の密接せざる空地を擁せし場所に依れるものにして、當日、西南の微風より、午後三時頃東北の微風に轉じ、辛う
じて鎮火するを得たるものありしが、然し、猛火は翌日の午前二時に至るまで鎮滅せざりき。

延 焼 の 状 況

小田原町に於ては幸二丁目三百番地旅人宿原熊助方より發火したる火焰は、隣家に延焼し勢を得て順次東北に延焼

し、小田原町幸一丁目三百三十番地魚商尾上倉三郎方炊事場より發火したるに、餘震頗發し、消火する者なく火は、勢を得て東北に延焼し、活動常設館吾妻座の大建物、旅館小伊勢屋、料理店花菱等の大厦高樓を焼き、紅焰は愈々猛威を極め、國道に沿ひ、幸一丁目方面に延焼したり。一方、幸一丁目三十番地醬油商小澤銀次郎方にては炊事場の竈に火を焚き付ける際、震災に遭遇し、家人は身を以て免れたる爲め竈より發火したるも消火するものなく、忽ち附近に延焼し、火勢は猛りて紅焰天に沖し、小田原郵便局足柄下郡役所方に延焼し、茲にて原熊助方より延焼したるものと合体し、益々狂暴を加へて東北方に延焼したり。

小田原町萬年三丁目五百十二番地菓子商梶角藏及宮田こと方は家屋接近し居りて當時晝食準備中震災に遭遇し、家屋倒壊したるより家人は身を以て免れたるに、勝手先より發火し、全時に兩家共火災を起し、四隣に延焼し、火は益々勢を得て東北に延焼し、幸町方面より來りたる火と合して八方に延焼したり。小田原町新玉三丁目五百六番地菓子製造業清水陳吉方に於ては、朝來より製造場に於て火氣を取扱中、強震に遭遇し、家屋倒壊するや、戸障子等に燃え移りて發火し、東北方に延焼したり。

燒止りたる事由

小田原町に於ける火災は各所より發火し、西南の微風に東北に延焼し、小田原町新玉四丁目方面に走りたる火は午後三時に至り、北風と變じて延焼の度の低下したると、強震に家財を捨て、避難したる民人も稍々昂奮より覺め財寶を保持せんと欲して集合し、消火に努めたため、午後十時頃漸く消火するを得たり。

東方に走りたる火災は、小田原町幸町一丁目舊幸田方面に至りたるも、北風と變じたるに加へ、家屋散点し、周圍に樹木ありたる、爲に午後四時頃漸く消火す。

北東に走り、綠一丁目方面に至りたる火災は、小田原驛前より通ずる十間道路の爲西方に延焼せず、北東に延焼し

たる火災は、小田原停車場前より左折したる縣道の爲延焼の度少なきと、風位の變更並に民人の消防に努めたる結果午後八時頃消火したり。

幸二丁目、四丁目方面は全部焼失、海岸に至りて消火したり。

小田原町幸一丁目八百六十二番地

閑院宮御別邸は小田原町の一般民家を去る一町餘の小峰公園上に位し、宏莊なる洋館なりしが、炊事場より發火し、黒煙濛々として立上りたるも、町民は引續く強震のため顧るものなく、邸内扈從者のみが消火に努めたるも、消火するを得ず、署長は署員中より神子警部補以下巡查六名を隨へ、現場に至りて消火に努めたる結果、本館に延焼せず、午後三時頃消火するを得たり。

小田原第一小學校は小田原御用邸の南方に位し、東西北は縣道に接し、南方は老松を以て民家と境し居りたると、校舎と民家との距離は運動場を挟みて十有餘間を有し、加ふるに校舎倒潰後發火したるため、火焰天に冲する程度に至らず、校舎のみを全焼、午後二時頃消火したり。

小田原町十字二丁目四百四十五番地足柄病院事岡田小三太方に於ては、震災により家屋倒壊し、午後零時十分頃炊事場より發火し、病院全部に延焼し、猛火炎々として愈々天を焦せるも、餘震の爲附近民人恐怖の念に驅られて集るもの更に無く、僅かに一時間にして同病院を燒盡したり。折柄西南の風は俄に西北の風と變じ、下方に相當する住家危険に瀕したるより、近隣の者等集ひて消火せんとしたるも、用水なく、僅かに各自の勝手元にありし水を注水し、民家三戸を燒夫せしめしのみにて、辛うじて消火するを得たり。(因に足柄病院は、北に山を背負ひ、西は熱海線軌道に接し、東に俗稱天神山の山林に連り、稍々低下せる南方のみが住宅に接したる地勢なりし爲、午後三時頃消火するを得たるものなり。)

小田原町幸三丁目五百五番地土管商近藤熊吉方は裏手の土藏にありて家人仕事となりしが、震災の爲火氣を取扱へる儘他に避難したるより、午後十時三十分頃に至り、火は同所にありたる襤褸より障子に燃え移り、火災を起したり。發火場所附近に小田原警察署あり、東南方約一丁の地點にして、はじめの震火災により焼失を免れたる箇所なりき。此邊人家稠密し、加ふるに水利の便なかりし爲、署員數名を指揮し、小田原消防組第三部小頭藤井高芽外三十四名と共にガソリン唧筒を使用し、百餘間を距る小田原御用邸前御濠の水を利用し、必死となりて消火に努めたり。其結果幸ひ午前零時に至り辛うじて鎮火するを得たり。之が爲め小田原町十字一二三四丁目方面は火災の厄を免れたるものにして、其の効果偉大なり云ふべし。

小田原町縁三丁目百三十番地漬物商瀧本正義方より發火したる火災は、あはや大事に至らんとせる一刹那、近隣の堤雄平駆け付、家人と共に勝手元に汲み置きたる水を手桶を以て注水し、消火に努め、炊事場の一部を焼きたるのみにて消火せしめたり。

小田原町新玉二丁目四百三十一番地會社員木内春松方に於ても、勝手元より發火したりしが、餘震烈しき爲め消火する者なく、忽ち密接したる人家に燃え移り、火焰天に冲すや、附近の者集合し注水したる爲め、五戸を焼失し、辛うじて午後二時頃消火するを得たり。

かくて、猛火は、翌日の午前二時頃に至りて漸く鎮火したりしが、其間に於ける警察官の活動は目覺しきものにてありき。當時、署在地勤務者以外に指揮命令の傳達方は容易ならず、署在地勤務員に對しては、小田原署長より人命救助及火災防止を命じ、且つ應急救護の手配を盡さしめき。當時、天神山閑院宮御別邸には、殿下御滞在在中なりしにより、署長自ら居合せる巡查數名を引率して御別邸に駆け付け、御救出其他の措置を採り、爾後、警部補一名巡查三名を配置して、御警衛に當らしめ、一旦歸署して警察署の避難位置を箱根口と定め、駆け付けたる非番員に部署を指

定して、幸町三丁目、御用邸正門前、又緑町方面に署員を分つて、火災防止及避難民の指導等に從事せしめ、一面國府津、酒匂方面及び足柄方面には、偵察兼傳令として各巡查一名を派遣し、それぞれ警備及び救護上適宜の處置を採るべきを命じたり。大窪村及早川村も、午後二時出署したるにより、署長は、火災豫防、盜難警戒、應急救護其他の警備方に就て指令したり。かくて、これら各方面の情報を察するに、郡内に於ける被害の激甚にして、震災に次ぐに火災を以てしたるもの、獨り小田原方面のみにあらざる模様なりしを以て、これが調査報告を急がしめ、夫々救護の手配を講じたりき。

警備救護に於ては、特に緊急を感じせしめたり、即ち箱根方面の警備救護に就ては、強羅方面より來るものに託して、宮ノ下部長派出所にその應急處置を命じ、片浦以西は、當日受持員に特別緊急命令を傳達すること不能なりし爲、各受持員を信賴して、適宜措置せしむるの外なかりき。然るに、小田原に於ては、夕刻に至るも猛火なほ終息せず、餘震なほ頻々として到り、人心の動搖甚だしきを以て、更に十字二丁目に巡查二名、小田原驛前に巡查二名、新玉一丁目に巡查二名を警備に當らしめ、緑町方面は消防に從事するもの以外、署員は箱根口に於て警備に從事したりしが、午後七時頃、幸三丁目五〇五番地より發火したりしにより、之が消防に從事し、午前一時鎮火を俟つて箱根口に引上げ警備に任じたり。

郡も、亦之が救護に着手すべく、二日小田原第二小學校庭に假事務所を設置し、廳員一同出動して八方手を分ち、先づ糧食の配給に盡瘁する一方、郡吏員二名を陸路横濱に急行せしめて被害の概況を縣に報告し、且つ食糧の補給方を縣に申請すると共に、石油發動機船の徴發を行ひて、物資輸入の任に當らしめ、又、糧食問題に就ては、緊急措置せざれば容易ならぬ結果を生ずるであらうと不安に脅かされしを以て、之が應急措置に努力したり。もと、本郡の米産額は、常に不足勝にして、年額約四萬石に過ぎざるに、現在人口の消費量は約九萬四千石を要し、加ふるに、箱根

第二十章 足柄下郡

元箱根村	箱根町	仙石原村	宮城野村	温泉村	湯本村	大窪村	酒匂村	國府津町	前羽村	下中村	田島村	下會我村	下府中村	上府中村	豊川村	足柄村	小田原町
六	九三	二四	三六三	三八三	四七七	五八二	九〇四	六七七	四二〇	四五六	一三五	三四	二六八	三三三	二五二	二、〇七四	五、三二二
			三〇				二	一		八				一		三	二、二六八
		一	一		三												
九	四三	一六	五九	七四	五〇	一一	六一	二七九	一〇三	三八三	一〇七	三〇七	二〇三	二〇五	一九〇	九二一	一、七四〇
六七	四九	三三	一五〇	一一	三七三	三四二	二九二	三九八	二二〇	六六	一七	一七	六五	二四	五七	九〇九	一、三〇四
			二二〇	二二五	四二六	四五三	九〇四	六七七	二二二	四五六	一二四	三四	二六八	三三〇	二四七	一、八二三	五、三二二
七六	九三	四九	一五三	一五七	五一	二二九		一九八			一			三	四	二五一	

計	土肥村	吉濱村	福浦村	眞鶴村	岩村	片浦村	早川村	芦ノ湯村
一六、四〇	六〇	六〇五	一六〇	六五三	二四五	三八三	二五〇	八
二、七三三	一			三六五		三	三	
一三九 二五		一三五		三九	二五九	五九		
六、三二	一七三	三〇四	三	九五	七六	二〇二	四	三
五、七五四	一五六	二九八	二二	二七一	七二	一七七	二七五	五
一四、八五三	三三九	六〇五	一四三	六五三	二九	三四一	三四八	八
一、三八八	二六		八		六	四		

備考

一、總戸數ニ對スル被害戸數 九割一步五厘 二、總戸數ニ對スル無害戸數 八步五厘

第二表 震災被害調 (其二) 罹災者

町村別	種別	總人口	被害人員				計	無害人員
			燒死	流死	潰死	不明		
小田原町		三、七八	三九		一七九	九	四七	二、八六五
足柄村		一三、五四			一八三	七	一九九	一一、三六
豊川村		一、六四			六		六	一、五八二

第二十章 足柄下郡

片浦村	早川村	芦ノ湯村	元箱根村	箱根村	仙石原村	宮城野村	温泉村	湯本村	大窪村	酒匂村	國府津町	前羽村	下中村	田島村	下會我村	下府中村	上府中村
二、五五六	二、一七八	六四	三六七	五七四	六四〇	一、九〇〇	一、九七四	二、五七七	三、四五二	六、〇三〇	三、七七〇	二、六八五	二、九〇四	八六八	二、二三三	一、五六二	一、九二七
五三																	
三〇三	二二	三	三	五	一	二四	二四	四二	二二	五七	三九	一七	五四	二	三七	一五	一四
一	二					一〇	一五	六		二		五	八				
三五七	一四	三	三	五	一	三四	三九	四七	二二	六八	三九	二二	六三	二	三七	一五	一四
二、一〇七	二、一三三	六一	三八四	五六九	六三七	一、八五四	一、八九九	二、四七七	三、三六四	五、八六八	三、六五五	二、六五九	二、七五三	八三六	二、一四四	一、五二二	一、八八四

計	土肥村	吉濱村	福浦村	眞鶴村	岩村
八九、三〇〇	四、六五	三、七五	一、二六	三、三九	一、三八〇
二六				老	
九		一		五	〇
一、三三三	二六	三八	二〇	元	四
一〇六	九	三		五	五
一、六八三	三七	四三	二〇	一六	六
八五、九九六	四、五三九	三、六三八	一、〇五四	三、一〇〇	一、二七五

備考

總人口ニ對スル被害人員 一歩八厘八

總人口ニ對スル無害人員 九割五歩一

第三表

震災被害調 (其二)

官公衙の被害

計	被害程度					區別
	半潰	全潰	埋没	流失	焼失	
一					一	郡役所
一		一				警察署
一		一				裁判所
一					一	稅務所
八	二	五		一		停車場
三		二			一	登記所
一四	一〇	二			二	郵便局
二〇	八	八	一		三	役町場村
一	一					中學校
一七	四	七			六	小學校
二		一			一	女學校
一					一	派出所木
七〇	二五	二七	一	一	一六	計

第四表

震災被害調 (其四)

小學校の被害

被害小學校別	被害種類				計
	燒失	全潰	半潰	小破	
小田原第一尋常高等小學校	七五、〇〇〇				七五、〇〇〇
同 第二尋常高等小學校		七〇、〇〇〇			七〇、〇〇〇
同 第三尋常高等小學校		八〇、〇〇〇			八〇、〇〇〇
足柄尋常高等小學校		一九四、四〇〇			一九四、四〇〇
千代尋常高等小學校		五五、〇〇〇			五五、〇〇〇
下中尋常高等小學校	五五、〇〇〇				五五、〇〇〇
前羽尋常高等小學校				二六、〇〇〇	二六、〇〇〇
國府津尋常高等小學校	三七、〇〇〇				三七、〇〇〇
酒匂尋常高等小學校	五、一〇〇				五、一〇〇
大窪尋常高等小學校				二七、〇〇〇	二七、〇〇〇
湯本尋常高等小學校			一六、六四五		一六、六四五
須雲川尋常小學校			一、六〇〇		一、六〇〇
溫泉尋常高等小學校				五、四五〇	五、四五〇
宮城野尋常高等小學校				六五〇	六五〇
仙石原尋常高等小學校				一、〇五〇	一、〇五〇

國府津村	田島村	下曾我村	上府中村	下府中村	酒匂村	湯本村	大窪村	片浦村	早川村	豊川村
木造 四、四〇〇 二二〇	木造 一、八八八 二〇〇	木造 七、三三〇	木造 四、四七三 二二三	木造 五、三三五	木造 九、一五〇 六二一	木造 七、八〇五		木造 二、〇四七 八九	石造 二坪 八五坪	木造 五、一五〇 二七
			木造 一五		木造 二四			木造 七三	木造 三〇〇	
						木造 六〇		石造 二五		
						木造 四		木造 二、〇〇〇 九一		
						木造 二		木造 二		
木造 二、六〇〇 三八〇	木造 六二六 三三	木造 八五〇	木造 二、六六〇 一三三	木造 二、五五	木造 六、三〇〇 四三三	木造 七、三三八 三九		木造 四、七五三 一九八	木造 三、八〇〇	木造 二、五八〇 八六
									木造 二〇	
								木造 三〇		
木造 一〇〇 五〇	煉瓦造 三〇					木造 一、三九四 七八				
六七〇、六〇〇	二四一、五六〇	八九九、八〇〇	七四、八〇〇	六三、二五〇	二五一、〇六〇	八五七、八八〇		七八八、〇四〇	九三、二〇〇	七九〇、〇〇〇

箱根町	元箱根村	仙石原村	宮城野村	温泉村	土肥村	吉濱村	岩村	福浦村	眞鶴村	下中村	前羽村
		木造 六〇〇 五	木造 九五〇 三三	木造 二、三〇 七六	木造 三、五〇〇	木造 三、六四五	木造 一、四〇四	木造 七八〇	木造 一、七〇〇	木造 六、九〇〇 三四五	木造 一、四〇〇 九六
				木造 八五〇 二〇〇					木造 八、二〇〇	木造 一四〇 七	
		木造 一五	木造 三五	木造 一八九 七		木造 三〇	木造 一五	木造 一六	木造 四		
						木造 一一〇	木造 五二		木造 三四二		
		木造 一、一〇〇 四四	木造 五、五九〇 一七三	木造 三、八二三 二二三	木造 三、三四〇	木造 五、〇〇〇	木造 一、二七八	木造 一、八〇〇	木造 四、九六〇	木造 二、二八〇 一二四	木造 二、二六五 一五一
									木造 四〇		
						木造 一五〇	木造 四三		木造 二〇		
		木造 七、二〇〇 七三	木造 四、五九〇 一五三	木造 六、八一四 一七〇	木造 一〇、〇〇〇	木造 六、一五〇	木造 一、三三三	木造 五〇〇			木造 三、〇四五 二二三
		二九、六五〇	六二〇、七〇〇	八七四、九七〇	六四八、〇〇〇	三五四、〇五〇	四八七、六〇〇	二〇、〇〇〇	二、八九、〇八〇	九九九、四〇〇	三三三、三七五

芦ノ湯村

第六表

非住家の部 (其六)

災害被害調

町村名	區別	全潰棟數	全燒棟數	全埋沒棟數	全流失棟數	半潰棟數	半燒棟數	半埋沒棟數	半流失棟數	破損棟數	損害積價見格
湯本村	木造 四八					木造 一五四 石造 四七一				木造 八五	三三六
大窪村											
片浦村	木造 一、七三四 二八九	石造 一、四〇一 土藏 四〇三 小屋 四三 學校 一棟				石造 七、二二坪 土藏 一、二七三坪					一七五、三〇〇
早川村	木造 五	木造 二〇				木造 五〇〇					一四、五〇〇
豊川村	木造 三、〇〇坪 石造 四〇坪					木造 二、〇〇坪					三九、〇〇〇
足柄村	煉瓦造 四〇〇 石造 九三三 木造 二〇坪 八、八五〇	以下石造 木造 ナ含ム				石造 一、二六坪 木造 二、六三〇				木造 四、四三〇 四四三	五五七、九七〇
小田原町											

岩 村	福 浦 村	眞 鶴 村	下 中 村	前 羽 村	國 府 津 村	田 島 村	下 曾 我 村	上 府 中 村	下 府 中 村	酒 匂 村
石造 五〇八	石造 七三六	石造 四九〇	木造 五、五三〇 六九〇	木造 一〇〇〇	木造 一、〇〇〇 一、〇〇〇	木造 一八、八一〇 二〇九	木造 四、〇五〇		石造 三坪 一、五九八	木造 二、二六四 三九八
		木造 一、〇〇四	木造 一四							木造 四九五
木造 二〇	木造 一八	木造 三								
木造 一〇三		木造 三六								
木造 四二	木造 三三〇	木造 七五〇	木造 一、七二〇 一七	木造 一、一〇〇 一〇〇	木造 一、〇〇〇 四八〇 一、〇〇〇	煉瓦造 一、〇〇〇 二〇五三 二七	木造 五〇四	石造 土藏二棟	木造 一、二六五	木造 三、六九一 七〇六
木造 三六										
木造 三二	木造 二七〇						木造 一〇五		木造 一三五	木造 三六〇 三五
九五、七六〇	四三、五一〇	二四八、五六	四六四、六〇〇	七二、〇〇〇	三三三、四〇〇	一六八、五三五	三三、九八〇			一〇九、一六五

吉濱村	木造 一、八〇〇																			木造 二、四〇〇	木造 一、七、二〇〇
土肥村	木造 一、六五〇																			木造 四、一七〇	木造 五九、一八〇
温泉村	石造 二、五〇〇	石造 三〇〇																		石造 五、四〇〇	石造 四、〇〇〇
	木造 一、八一五	木造 二、九一五																		木造 一、九二〇	木造 九七、四三五
宮城野村	木造 二、三〇〇	石造 四七〇																		木造 一、五〇〇	木造 三三、六〇〇
仙石原村	木造 二、〇〇〇																			木造 一、一〇〇	木造 三、八〇〇
元箱根村																					
箱根町																					
芦ノ湯村																					

これらの町村に於て、早急救護の見込みなしと感じたる郡民の多くは、食糧缺乏を憂慮するの餘り、思想目から陰悪ならんとするなき、事態容易ならざる状態にありしを以て、軍隊の出勤要請を考慮し、二日午後七時偶々富士野に演習中の世田ヶ谷重砲兵砲兵第八聯隊に警備援助を懇望せしに、將校一名下士二名を引率して打合せの爲來郡小田原署假事務所に露營したり。三日午前五時、將校は東京へ、下士二名は板妻廠舎に引返すに當り、將校には内務省に

被害狀況報告書を托し、下士には三島重砲兵旅團長に軍隊來援の請求書を委託したり。これより先、署は、巡查一名を派して、午前四時、静岡縣知事並に豊橋第十五師團長及三島重砲兵旅團長に、急迫の事情を具して出兵を求めたるに依り、三日午後五時、三島重砲兵第二聯隊より一ヶ小隊三十二名來援し、暑假事務所横箱根口に露營して、警備の打合せを爲し、即時、警察と共同して町内五箇所に歩哨を配置し、越えて翌四日午後四時には、歩兵第三十四聯隊一箇中隊の來着を見たり。然るに、其日、土肥村城堀に鮮人對村民の衝突事件突發したりしにより、五日第三十四聯隊一箇大隊の來着と同時に一個小隊の急派を請求し、直に、將校一、下士二十名派遣せしめたり。六日又三十四聯隊全部の來着するに會し、洪水の如き鮮人襲來の流言蜚語に對する不安の人心をして、漸く安堵ならしむるに至れり。又、翌七日には歩兵第六十七聯隊來援し、茲に小田原警備隊の組織は完全を期し、馬入川以西の警備を見るに至り、小田原驛構内に司令部は設置せられたり。かくて、早川管内には、小田原に六十七聯隊第一中隊、眞鶴に同第二中隊、箱根方面に同第三中隊、國府津に第三十四聯隊第九中隊在營し、警備に服務して月を越ゆるに至れり。其間、九月二十日には愛知縣警察部派遣の警備隊警部以下三十三名來着したりしが、二十一日には静岡縣より足柄峠を越えて急據來援の警備隊警部以下三十名來着したりしを以て、愛知縣派遣の警備隊は勤務に服せずして横濱市に向ひ、静岡縣派遣の警備隊中、大磯署に應援の爲め出發したりし十名を除く一隊二十一名は、小田原署管轄内各方面に配置されて十一月を迎へたり。其一日、小田原警察署定員の増加實施せられしにより、署在地應援の警察官は、夫々多大の感謝に送られて一日乃至三日に何れも歸還したり。これより先、漸く警備隊縮少の機運に向ひ、十月三日には第三十四聯隊兒玉大佐は小田原方面警備司令官となりて、十月四日司令部を國府津驛構内に移し、十月六日小田原以西にありたる第六十七聯隊一大隊は濱松に歸還し、第二十九旅團司令部は静岡に歸任し、其後任として、既に十月三日第三十四聯隊摺澤小佐の率ゐる二箇中隊來原し、酒匂村綱一色と大窪村板橋に中隊主力を置き、内一箇小隊を眞鶴に、一箇小隊を元

箱根に分駐して警備に當て、秩序の恢復と相俟ちて、一箇小隊は十月二十一日元箱根を撤退し、大窪村板橋にありたる中隊は、綱一色に集合され、眞鶴にありたる一箇小隊は十月二十三日撤退して引揚準備を爲し、同月二十六日勤務終了し、二十七日朝全部撤退の決定を見しにより、自警組合は、結束して、其後の警備に一層盡力するに至れり。

これより先、九月二日、戒嚴令の公布は、小田原にも、六日に布告せられ、即時、署は檢問所を設置することとし小田原町に箱根口及び十字二丁目の二箇所、酒匂村に山王原及び酒匂の二箇所、國府津村國府津驛前、温泉村宮ノ下元箱根村、土肥村門川、眞鶴村城口の九箇所を設置し、巡查二名を配置して檢問事務に當らしめ、九月三十日若くは十月十七日まで持續し、同日以後は、檢問所を廢止して派出所駐在所に於て檢問事務を取扱はしめたり。

なほ、諸物資の輸送、其他の交通機關の恢復に就ては、先づ、國、縣道の應急修理に關し、軍隊及土木派出所と聯絡を取りて工事の進捗を圖りしが、何分にも各方面の被害頗る甚大なりしたため、應急工事容易ならず、よりにて静岡縣庵原郡及安倍郡在郷軍人會員數十名宛各五日間に亘り、應援を求めて、道路、橋梁、下水、溝の修理に當らしめ、漸くにして陸路人馬の交通を開始することを得たり。

これより先、静岡縣よりの應急救助玄米四百俵其他副食物は三日に到着し、續いて九月六日、五千俵の玄米と日常生活必需品並に應急建築材料の注文を發したるに對し、同日以後陸續として糧食米其他諸物資の入荷を見たり。八日には又縣よりの配給外米二千五百袋の内、百六十袋の到着を見たる外、郡内に於ては、前羽村前川、石塚八郎右衛門所有米參百俵の徵發を行ひ、尙、其他に於ても、農村の如き自給自足の地方を除き、小田原足柄、片浦、眞鶴に對しては、町村相互に糧食米の融通を取計らはしめ、箱根方面に對しては、小田原との運輸不可能のため、静岡縣御殿場三島との間の交通運輸の便を借り、同地方より糧食の供給を受けしめ、其他の町村直接購入の糧食等によりて、郡内各方面に亘る糧食需給上の不安を除くことを得たりき。

次に衛生方面の施設に就ては、殊に小田原の如き、動もすれば罹災民間の衛生状態不良にして傳染病發生の惧あるを以て、先づ燒跡の整理、便所の設備を行ふべく、其建築材料として、五、六戸に一個所の割合にて、竹材、藁、空樽等の徵發を行ひ、又、飲用井水に注意し、井戸浚渫の爲、之が清澄劑を、縣、救護局に申請し、其配給を得て之を實行し、幸に傳染病の發生を防止することを得たり。

又、傷病者の治療に就ては、罹災後間もなく兵庫縣赤十字救護班の應援ありしが、暫くにして引上ぐるに至りしに付、直に、赤十字本社及び縣支部に交渉の結果、兵庫縣支部救護班は前羽村に、廣島縣支部救護班は小田原町に、神奈川支部救護班は片浦村に出張派遣されて、治療に従事せり。

斯の如く、糧食米に就ては、靜岡縣よりの購入米と、縣配給の外米と相俟ちて、漸く其急場を凌ぐことを得たり。其他、交通方面運輸方面、衛生方面の總てに涉り、稍々不安なきを見、こゝに始めて郡民一同愁眉を開くことを得たり。されど其當初に於て、之が諸物資の輸送配給の作業に至りては、交通機關の僅に海路徵發發動機船に依る外無かりしを以て、酒匂、小田原、岩、眞鶴部内の石油發動機船九隻の徵發を行ひて、何れも物資輸送の任に當らしめ、短きも數日長きは旬日に及びて其徵發を繼續したる外、神奈川縣水産試験場所屬發動機船利用の便を得たりしが、時恰も海岸は常に激浪奔騰の状態にありしを以て、適當の船揚場に苦しみ、自然其遲着を見、活動意の如くならず、小田原、横濱間に吏員を往復せしめしこと頗る頻繁なりき。

糧食米の外、縣配給義捐品其他の諸物資は、統計の示すが如き各町村被害の程度其他の状況を按排參酌して、郡は之を衡平に分配すべく努力したり。

二、各方面に及ぼしたる被害狀況

(1) 商工業方面 商業方面に於ては、商店の大部分、全半潰となりしたため、一時、休業状態に陥り、僅に破損程度の罹災商店のみ、辛うじて現所持商品の販賣をなせしのみにて、交通機關の杜絶、家族及び近親者の安否、避難所の設備等に忙殺せられ、商工業も爲に全力を注ぎ得ざりしによる損害高は、例へば國府津村に於ける商品の滅失其他の損害約五百萬圓、工業材料等の損害約五萬圓を始め、莫大なる金額を算す。

工場の損害は重なる工場の損害は、小田原紡績株式會社(足柄村)の二百六十七萬三千百十圓を始め、日本帆布株式會社(足柄村)の五萬圓、株式會社小田原製紙工場(足柄村)の二十九萬七百四十九圓、小田原瓦斯株式會社(足柄村)の四萬七千六百六十三圓、日野屋酒造所(足柄村)の二十四萬圓餘なきにして、猶、以上の外、小醸造場、小工場等の損害は、足柄村に於て十數萬圓、前羽村に於ける醬油、味噌、漬物類、毛絲編物等に伴ふものの損害約二十五萬圓、吉濱村吉濱製紙會社の損害五萬圓、吉濱村主要物産である石材採掘の損害六萬圓、其他、箱根物産製造工場八十六の損害は、郡下温泉宿業者の損害と共に、京濱の震火災によりて受けたる打撃少からず、其損害も輕少のものにあらず。

(2) 農業方面 郡下に於ける農業方面の損害は、大體、次の如き村別によりて、其被害程度を計上することが出来る。

一、足 柄 村

(一)、田地の流失、惡水停滯、崩壞其他地盤の震動に依る稻作の減收約一割強にして、此損害高約三萬九千圓。

(二)、蔬菜其他作物に及ぼせるもの約壹萬圓。

(三)、其他、農用器具機械の損害約五千圓。

(四)、耕地被害(免租出願中)のもの。

種別	田	畑	宅地	山林	雑地	合計
反別	九九、 ^町 五〇八	五〇、〇九二	二一、 ^坪 三七	八、 ^町 五〇八	二、 ^町 六	一五八、〇四三 三、 ^坪 三七

右統計は、被害甚しきもの其他出願せざるものも少からず。

二、豊川村

田、畑其他の被害面積五十町歩に及び、其他、溝渠堤塘の崩壊過半に及び、此損害約三十萬圓を算す。

三、上府中村

耕地の荒廢約五町六反あるも、今後數年の荒地免租を得ば復舊すべきも、道路、堤塘水搗等の崩潰著しく、殊に水搗堰の如きは、大正十三年の水田作付不可能に至らしむる等、農村として最も大打撃とする所なり。其主なる土木復舊費のみにも、三萬三百五十圓を要し、小繕の箇所に合わせて約五萬圓に達す。

四、下府中村

土地の損害面積 荒地二町七反歩

損害見積 二萬四千三百圓

五、下曾我村

田の荒地成二十三町八反歩、畑の荒地成十三町九反歩、田は砂入又は龜裂せしもの畑は崩落せるものなり。

六、田島村

田の荒地反別十二町六反歩、畑の荒地六町七反歩にして、田は土砂入り、畑は土砂入又は崩壞等にして、龜裂せる所も少からず。

七、下 中 村

被害損失見積高 十五萬千六百圓。

八、前 羽 村

田四十町歩、畑三十町歩、この損害額約五萬圓。

九、國 府 津 村

荒地面積約 一〇〇反歩。

損害高 二〇、〇〇〇圓。

一〇、酒 匂 村

損害面積田、畑廿五町一反、宅地三百坪にして之が復舊費四萬四千百圓、田畑收穫損害高金貳萬參千圓にして、内田面積百三十八町、畑五十八町なり。

二、湯 本 村

灌溉用水の全部破壊又は埋没し、田畑の被害面積三町五反歩に及ぶ。

三、濫 泉 村

本村には、農業として見るに足るものなし。従つて震災の影響として特記すべきものなし。

三、宮 城 野 村

田地の荒廢したるもの三町歩。

四、仙 石 原 村

田、畑の荒地は三町五反歩。

五、早川村

用水路、道路、畦畔、石垣等の崩壊、耕作地の轉覆等に依る被害甚大なり。蜜柑畑の崩落により、蜜柑樹の埋没せるもの約二町歩、此損害五萬圓。

一六、片浦村

畑 一八五町。

損害見積 九二五、〇〇〇圓。

一七、岩村

損害 約百町歩 三十萬圓。

一八、眞鶴村

畑七十町餘歩 一五五、六〇〇圓。

一九、福浦村

損害見積 十四町餘歩 一萬五千圓。

二〇、吉濱村

田畑共、一として完全なるものなく、畦畔の如きもの全部崩壊せり。且つ耕地耕作共損害甚大にして、其被害面積は田地五十一町歩、畑地約、百五十町歩に及ぶ。其耕地のみの損害にても七、八萬圓内外を算し、他に全埋没せる畑五町歩餘を算す。耕作にては、最も被害大なるは柑橘にして、柑果の成收は三割減。なほ其他の減收割合は、稻二割減、陸稻五割減、粟五割減、甘藷六割減なり。

三、土肥村

田地の被害六十町、畑の被害壹百町歩、用水路作道の破損延長四千五百間、此損害見積額約二十萬圓なり。

第七表 震災被害調 (其七) 柑橘園の被害

町村名	總反別	被害反別			復舊費概算
		全減	被害	計	
足柄村	五六〇反	四〇反	二三〇反	二七〇反	六八、三〇〇
下曾我村	一、五〇〇	一三〇	一、二〇〇	一、三三〇	三〇一、〇〇〇
田島村	四五〇	七	一六〇	一六七	三八、七八〇
國府津町	四七〇	六	一八〇	一八六	四二、八四〇
前羽村	三五〇	七	一五〇	一五七	三六、五四〇
下中村	五六〇	八	四七五	五五〇	一三八、八八〇
大窪村	二五〇	一五	二〇	一三五	三三、一八〇
早川村	一、八〇〇	九〇	一、三〇〇	一、三九〇	三二九、〇〇〇
湯本村	一五〇	六	七〇	七六	一八、二〇〇
片浦村	三、六〇〇	五四〇	三、〇〇〇	三、五四〇	八九八、八〇〇
眞鶴村組合	六五〇	五〇	三五〇	四〇〇	九九、四〇〇
吉濱村	一、八〇〇	二〇	一、一〇〇	一、二二〇	二九六、八〇〇
土肥村	一、七〇〇	六五	九五〇	一、〇一五	二四〇、一〇〇

計	一三、八九〇	一、一八〇	九、二〇〇	一〇、三三〇	二、五四七、八四〇
其ノ他	五〇	四	二〇	三三	六、〇〇〇

(3) 蠶業方面の被害

時殆も秋蠶の上簇期なりしを以て、其被害多大に、秋蠶掃立放棄足柄村のみにて七百十枚其損害見積高二萬五千圓を算せり。此損害は、蠶室の倒潰に比例せり。足柄村に於ける蠶室の全潰百八戸、半潰百二十四戸、全潰は養蠶家の三割一分に當り、半潰は四割強に當れり。豊川村に於ける蠶室の全半潰は、養蠶戸數百四十一戸に對する全潰百五戸、半潰三十六戸、此村の掃立枚數半減に及ぶ。上府中村に於て、蠶業は唯一の副業にして、秋蠶は一回を收穫し、次回以後半途に震災を被りしたため、蠶室を新築せざれば空しく桑園を薪とするの養蠶家大部分を占むるに至れり。下府中村に於ても、十三年度養蠶を營み得るものは從來の三分の一に減じ、下曾我村に於ても同じく養蠶家數三分の一の數百戸を減じたり。田島村に於ては半數の養蠶家を減じ、最も蠶業の發達した片浦村に於ては、桑園の大部分破壊せられて、その損害反別十町歩に及び、吉濱村に於ても、掃立放棄枚數百七十二枚、被害戸數五十六戸、收繭は汚損し、品質下劣となり、販賣上の打撃少からざりしが、幸に桑園の損害微弱にして二千圓内外に過ぎざりし。其他に於ける桑園の被害反別は、足柄村に於て全桑園の約九分弱の九町五反歩、豊川村に於て總反別二十三町歩の内約一町歩を始め、上府中村、下府中村、下曾我村、田島村、下中村、酒匂村、早川村、岩村、土肥村等又夫々相當の損害あり、酒匂村に於ける掃立放棄枚數百三十枚、損害二千圓に對して、桑園の損害八町歩三千六百圓を始め、下中村被害損失見積高五千七百六十圓等、其損害は輕少のものならざりき。

(4) 漁業方面 足柄村石黒養魚場の周圍の土堤崩壊し、水路破損の爲め、水不足して、損害三千圓といふものや、震災後の休業により、前羽村漁業者の損害二萬圓といふものや、同村小臺網一箇所の損害一萬といふものや、國府津

村漁具の損害一萬圓といふものや、酒匂村納屋其他(漁具、漁網)の損害三萬八千圓といふものや、吉濱村漁船(二隻)其他(漁網)の損害千五百圓といふものや、同じく岩村の約五千圓、福浦村の三萬圓といふものや、漁村の損害にも種々ありて、經營者の損害に於ける片浦村、眞鶴村は、蓋し本郡最も甚大の打撃を被りし漁村なりき。片浦村には、石橋、米神、江ノ浦に定設漁場あり、殊に、米神には、鰯、大謀網の漁場ありて、其漁獲高も相當高額に達せり。昨年の漁期に於ける鰯大謀網の如きは、五十萬圓の水上を見、又、秋期に於ける漁期と雖も、各漁場共水上高五萬圓を下らざりき。震災突發の時は、折柄秋期漁期の最も大切な時なりしを以て、各經營者の損失も亦大にして、眞鶴村の損害約三十五萬八千六百圓と計上さるるものに次ぐと言はる。

第八表

震災被害調 (其八)

主要漁業の被害

漁場別	被害見積高	被害種別
福浦漁場	一三、〇〇〇 ^円	網ノ流失
眞鶴漁場	二五、〇〇〇	事務所、漁網ノ燒失、並漁網ノ沈没腐敗
岩、江ノ浦漁場	二八、〇〇〇	漁船ノ破壊、網ノ流失、事務所倉庫ノ流失、船揚場ノ破壊
石橋漁場	一三、〇〇〇	網ノ流失
米神漁場	一六、〇〇〇	全
早川漁場	二〇、〇〇〇	網ノ流失、事務所燒失
網一色漁場	一二、〇〇〇	網ノ流失、事務所ノ全潰
小八幡漁場	一八、〇〇〇	網ノ流失、事務所半潰、納屋全潰

前川漁場	一五、〇〇〇	網ノ流失、事務所半潰
計	一六〇、〇〇〇	

第九表

震災被害調 (其九)

漁船の被害

組合名	種別	被害				被害額
		焼失	全潰、流失	破損	高計	
山王一色組合		一艘		九艘	九艘	二、三五八
古新宿組合		一艘			一艘	四、〇〇〇
千度小路組合		三艘		三艘	六艘	四、〇〇〇
江ノ浦組合			三艘	三艘	六艘	一、〇五〇
岩村組合			八艘	二艘	八艘	二、八〇〇
眞鶴組合			一七艘	一二艘	一九艘	六、一三五
福浦組合			四艘		四艘	三、八七〇
計		四艘	三二艘	二九艘	六五艘	二四、二一三

第十表

震災被害調 (其十)

道路橋梁の被害

國	種別	個所	數	延長
道			二四二	一七、三二五

町 縣	町 縣	町 縣	町 縣
縣道	町道	國道	縣道
架設ノ橋梁	村道	架設ノ橋梁	架設ノ橋梁
全	全	全	全
町村道全	計	計	計
七二九	三、三一二	四三	二三七
三五、四四一	五、〇四三	四八〇	一、二一四
五六、三〇四	一、五一	一、二一四	一、二一四
四五三	一、五一	一、二一四	一、二一四
七七四	一、五一	一、二一四	一、二一四
一、二一四	一、五一	一、二一四	一、二一四

(5) 山林方面 震災に原因する被害面積に於ては、片浦村の荒廢山林三百五十五町歩、湯本村の荒廢林野三百五
十町歩を其最大なるものとし、共に損害見積高五百三十萬圓と稱せらる。殊に、片浦村は、地勢概ね山嶽重疊し、植
林地帯の如きも、溪谷を最も適當とせるを以て、震動の結果、山腹缺潰して、植林地帯を下方に向ひ押し來れる爲め
立木損害夥しく、荒廢山林の損害見積高五百三十二萬五千圓に對して、立木の損害高百七十七萬五千圓を算す。以上
二村に次では、岩村の荒廢山野面積百六十町歩、此損害約七萬圓を計上すべし。其他、五十町以上の荒廢面積を出せ
るもの二（即ち、（一）眞鶴村山林五十九町餘歩、此損害見積額五萬圓。（二）吉濱村の崩壞山林五十町歩の外、櫛、竹
採取にも甚大の損害あり）。二十町以上の荒廢面積を出せるもの二、（一）溫泉村二十六町六段六畝餘、立木損害見積價
額七萬九千九百八十圓、（二）土肥村二十町歩、立木損害三萬圓）十町以上の荒廢面積を出せるもの四、（一）下曾我
村十四町三段歩、立木地十二町八段歩。（二）宮城野村損害面積十一町三段一畝、立木の損害杉五千本、松五百本、檜
八百本、其他雜木一萬七千本。（三）前羽村十町、其損害見積額立木共一萬五千圓、（四）早川村、村經營の造林地荒廢
面積約十町歩、此損害見積額三萬圓）。五町以上の荒廢面積を出せるもの三、（一）足柄村八町五段八歩。（二）田島

三、小田原町財政に及ぼせる震災の影響と其整理

(1) 大正十二年九月一日、大震災に依り、當町は其被害激甚を極め、之が應急並復舊事業に付ては、相當多額の經費を要するも、被害は當町全般に亘り、住民の衣食住は何れも全からず、既定の収入は其途を絶たれ、反つて、救済し更に多大の經費を要するの状況にして、財政益々逼迫し、應急復舊事業の如き、その財源は起債に俟つの止むなきに至り、小學校應急施設費として金拾貳萬六千六百圓、小學校以外の應急施設費として金拾八萬五千圓、道路改修費として金五拾萬圓、中住宅建築費資金として金六萬參千百九拾圓を神奈川縣より起債し、その工事を完了し、又は之が工事進行中に屬す。尙、小學校及高等女學校復舊施設費として金八拾六萬壹千圓、右以外の復舊施設費として金貳拾萬圓を神奈川縣より、住宅建築資金として金參拾萬圓を簡易生命保險積立金より借入れ、其事業の遂行を計畫せり。

(2) 當町に於ける財政は、從來可及的緊縮を計りつゝありしたため、震災に原因して更に財政上整理を斷行すべきものなしと雖も、専ら之が趣旨に鑑み、整理緊縮を勵行しつゝあるも、震災害に依り焼失したる備付臺帳並一般書類の調製整理、其他の臨時的事務の増加に伴ひ、人件費其他經費の膨脹を來し、却つて經費の増大せしを遺憾とせり。然れども、將來事務の一段落を俟ちて整理決行の豫定なり。